

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公の施設の指定管理者の選定について透明性をより一層高めるよう、指定管理者選定委員会の委員の構成から県の職員を除くこととするため、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次の附属機関の委員の構成から県の職員を除くこととします。（別表関係）

- ア 滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会
- イ 滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会
- ウ 滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会
- エ 滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会
- オ 滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会
- カ 滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会
- キ 滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会
- ク 滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関					本則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期	名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期
滋賀県民 生活部指定 管理者選定 委員会	知事の諮問に応じて 県民生活部の所管に 属する公の施設（地 方自治法第244条第 1項に規定する公の 施設をいう。以下同 じ。）（滋賀県希望 が丘文化公園を除 く。）の指定管理者 （同法第244条の2 第3項に規定する指 定管理者をいう。以 下同じ。）の選定に 関する事項について 調査審議すること。	14人以 内	(1) 学識経験を 有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事 が適当と認める 者	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間	滋賀県民 生活部指定 管理者選定 委員会	知事の諮問に応じて 県民生活部の所管に 属する公の施設（地 方自治法第244条第 1項に規定する公の 施設をいう。以下同 じ。）（滋賀県希望 が丘文化公園を除 く。）の指定管理者 （同法第244条の2 第3項に規定する指 定管理者をいう。以 下同じ。）の選定に 関する事項について 調査審議すること。	14人以 内	(1) 学識経験を 有する者 (削除) (2) その他知事 が適当と認める 者	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間
(省略)					(省略)				
滋賀県琵琶 湖環境部指 定管理者選 定委員会	知事の諮問に応じて 琵琶湖環境部の所管 に属する公の施設の 指定管理者の選定に 関する事項について 調査審議すること。	12人以 内	(1) 学識経験を 有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事 が適当と認める 者	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで	滋賀県琵琶 湖環境部指 定管理者選 定委員会	知事の諮問に応じて 琵琶湖環境部の所管 に属する公の施設の 指定管理者の選定に 関する事項について 調査審議すること。	12人以 内	(1) 学識経験を 有する者 (削除) (2) その他知事 が適当と認める 者	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで

				の期間
(省略)				
滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて健康医療福祉部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				
滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて商工観光労働部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				
滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて農政水産部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				
滋賀県土木交通部指定管理者選定	知事の諮問に応じて土木交通部の所管に属する公の施設の指	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る調査

				の期間
(省略)				
滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて健康医療福祉部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (削除) (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				
滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて商工観光労働部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (削除) (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				
滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて農政水産部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (削除) (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				
滋賀県土木交通部指定管理者選定	知事の諮問に応じて土木交通部の所管に属する公の施設の指	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (削除)	当該諮問に係る調査

委員会	定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。		(3) その他知事が適当と認める者	審議が終了するまでの期間
(省略)				

委員会	定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。		(2) その他知事が適当と認める者	審議が終了するまでの期間
(省略)				

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会	教育委員会の諮問に応じて教育委員会の所管に属する公の施設（滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センターを除く。）の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	8人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他教育委員会が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会	教育委員会の諮問に応じて教育委員会の所管に属する公の施設（滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センターを除く。）の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	8人以上	(1) 学識経験を有する者 (削除) (2) その他教育委員会が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				

3 知事および教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会	知事または教育委員会の諮問に応じて滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外	6人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまで

3 知事および教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会	知事または教育委員会の諮問に応じて滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外	6人以上	(1) 学識経験を有する者 (削除) (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまで

	活動センターの指定 管理者の選定に関する 事項について調査 審議すること。			の期間
--	--	--	--	-----

	活動センターの指定 管理者の選定に関する 事項について調査 審議すること。			の期間
--	--	--	--	-----